

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

田野畑村長 佐々木 靖

市町村名 (市町村コード)	田野畑村 (484)
地域名 (地域内農業集落名)	明戸 (明戸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月17日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は水田地帯であり、耕作放棄地は殆どなく、農地は適切に管理されているが、耕作者の高齢化や後継者不足により、今後の農地の維持管理が困難になることが見込まれており、農業を担う者への農地の集積・集約が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻と野菜を中心に農業生産を振興し、高品質な農作物の安定生産に努める。また、本地域では、水田(転作田を含む)所有者が組織する明戸地域資源保全委員会が、多面的機能支払交付金を活用し、耕作放棄地の発生防止に取り組んでいることから、この活動を継続し、農地の維持管理を図るとともに、耕作不能の農地が生じた場合は農業を担う者へ農地を集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.64 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.64 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業を担う者への農地の集積が進んでいるが、高齢化等により耕作不能となった農地が生じた場合は、農地中間管理機構の活用し、農業を担う者へ集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用し、農業を担う者への農地の集積を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
—
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、JAなどの関係機関・団体と連携し、認定農業者等の育成や新規就農者の確保・育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

多面的機能支払交付金を活用した農用地の保安全管理に地域内共同で取り組む。